平成２５年度債務負担行為に基づく業務委託契約

附　則

平成25 年度における前金払については、第34 条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に108 分の３を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。